

VI 世帯の収入基準について

出願者の属する世帯の1年間の

「認定総所得金額」④が、「表1 収入基準額表」③以下であることが必要です。

1 認定総所得金額について

「認定総所得金額」④とは、

世帯の1年間の「総所得金額」③から「特別控除額」⑤を除いた金額をいいます。

計算式で表すと次のとおりになります

$$\boxed{\text{認定総所得金額 (万円未満切り捨て) ④}} = \boxed{\text{総所得金額③}} - \boxed{\text{特別控除額⑤}} \quad (21,22 \text{ 頁参照})$$

2 総所得金額について

「総所得金額」③とは、

その世帯の金銭・物品などの1年間の所得金額の合計額をいいます。

〔留意点〕

(ア) 父母など出願者を保護又は扶助している者の所得金額を合計し「総所得金額」とします。

出願者を保護又は扶助していない者の所得金額は含みません。

(イ) 出願者本人に収入がある場合は、その所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。

(ウ) 出願者の配偶者等に収入がある場合はその所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。

(エ) 2人以上に収入がある世帯については、それぞれの所得金額の合計を「総所得金額」とします。

(オ) 給与所得（年金を含む）の場合、次の式により計算した金額とします。

$$\cdot \text{所得金額} = \text{給与「収入」金額} - \text{控除額}$$

〔給与所得の場合による控除額〕

給与所得の年間収入金額が多い者（給与所得があるものが1人の場合を含む。）

は（A）の表、少ないものに当たっては（B）の表を適用する。なお、年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は（A）の表、他方の者は（B）の表を適用する。

※ 年間収入金額については、「所得証明書」、「市民税、県民税の特別徴収税額の通知書」の「給与収入金額」に記載された金額とする。

(カ) 同一人で2以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと（オ）により計算します。

(キ) 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合は、給与所得については（オ）により計算し、給与所得以外の所得金額と合計した金額とします。

【A表】

総所得金額◎ (万円未満切り捨て)	=	年間収入金額 (万円未満切り捨て)	-	控除額
		268万円未満		年間収入金額と同額
		268万円以上 400万円以下		年間収入金額×0.2+214万円
		400万円を超え 781万円以下		年間収入金額×0.3+174万円
		781万円超		408万円

【B表】

総所得金額◎ (万円未満切り捨て)	=	年間収入金額 (万円未満切り捨て)	-	控除額
		65万円以下		年間収入金額と同額
		65万円を超え 180万円以下		年間収入金額×0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円。)
		180万円を超え 360万円以下		年間収入金額×0.3+18万円
		360万円を超え 660万円以下		年間収入金額×0.2+54万円
		660万円を超え 1,000万円以下		年間収入金額×0.1+120万円
		1,000万円を超え 1,500万円以下		年間収入金額×0.05+170万円
		1,500万円超		245万円

3 収入基準額について

表1 収入基準額表⑧

世帯人員	収入基準額
1人	286万円
2	455
3	527
4	572
5	617
6	650
7	677
8人以上は1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する	27

} ≥ 「認定総所得金額」⑨

☆1 所得を証明する書類（出願時に提出）

ア 出願者と生計を一にする世帯員のうち

出願者を扶助する者の直近の（市町村民税）課税・所得証明書または、非課税・所得証明書

イ 出願者が現在被扶養者でない場合は

本人の（市町村民税）課税・所得証明書または、非課税・所得証明書

（ア・イ いずれの場合も区役所、市役所、町村役場で発行された証明書に限ります）

〔留意点〕

①「出願者を扶助する者」とは、家計支持者（父及び母、またはこれに代わって家計を支えている者）であり、無職・パートなどで非課税になる方も提出が必要です。

②出願の年に転職・失業等により前年の所得に比し出願時の所得が大幅に減少している場合は、所得証明書に加え、失業中であることを証明する書類（雇用保険受給資格者証の写し等）、現在の所得の状況を証明する書類（直近2カ月間の給与支払明細書等）を添付し、状況を記入してください。証明する書類がない場合は、通常の計算となりますので御注意下さい。上記で判断が難しい場合は、森づくり課までお問い合わせください。

4 特別控除額について

「特別控除額」④は、表2の1と表2の2のとおりです。

それぞれの表の項目に該当がある場合は、「総所得金額」③からさらに各特別控除額（万円未満切捨）を控除して「認定総所得金額」①とします。

該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、これらの控除額を合わせて控除します。

表2の1 世帯を対象とする特別控除額表

特別の事情	特別控除額			
母子・父子世帯	99万円			
就学者のいる世帯 (本人の控除は 表2の2による) 児童・生徒・学生1人につき	小学校	31万円		
	中学校	46万円		
	高等学校	国・公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
	高等専門学校 1~3年次	国・公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
	高等専門学校 4,5年次・専攻課	国・公立	43万円	72万円
		私立	87万円	116万円
	大学	国・公立	74万円	121万円
		私立	133万円	180万円
	専修学校 高等課程	国・公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
	専修学校 専門課程	国・公立	36万円	81万円
		私立	102万円	147万円
障害者のいる世帯 ※ア	障害者1人につき 99万円			
長期療養者のいる世帯 ※イ	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
主たる家計支持者が別居している世帯 ※ウ	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。			
震災・火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯 ※エ	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			

表2の1〔留意点〕

- ※ア 障害のある人の医療費で「長期療養者」に該当する場合は、併せて控除することができます。
- ※イ 出願時において継続して2年以上の療養を必要とする者の医療費(診療代、治療代、医薬品代等)、治療及び療養に係る器具代、通院のための交通費、世帯員以外の者に支払う介護費等とします。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額、その他により補てんされる金額は除きます。
- ※ウ 主たる家計支持者が就労のため別居している世帯で、出願後も1年以上別居が継続する見込みであり、別居地の住居費、光熱水道費、別居地と主たる住居地間の交通費等とします。ただし、勤務先から補てんされる金額、家具、電気器具、家事用品購入費等の一時的な支出は除きます。
(注)「主たる家計支持者」とは、「申込者本人の生計を維持する者のうち、父もしくは母、又は父母に代わって生計を維持するもの」とする。(父母のいずれか1人でも別居した場合対象)
- ※エ 出願時の前年から出願時まで、災害等により日常生活を営むために必要な資材または生産手段に被害を受け、長期(2年以上)にわたって支出が増加又は収入が減少する場合の年間金額とします。ただし、保険、損害賠償等により補てんされた金額は除きます。
- ※オ 自宅通学・自宅外通学の別は、原則として住民票の住所で判断します。

表2の2 出願者を対象とする特別控除額表

高等学校に在学 または高等学校を卒業した者・・・・・・・・・・74万円				
大学に在学している者	国・公立	自宅通学	23万円	に授業料年額を加えた額
		自宅外通学	70万円	
	私立	自宅通	37万円	に授業料年額を加えた額
		自宅外通学	84万円	
高等専門学校に在学している者	国・公立 (1～3年次)	自宅通学	39万円	
		自宅外通学	69万円	
	国・公立 (4・5年次)	自宅通学	43万円	
		自宅外通学	72万円	
	私立 (1～3年次)	自宅通学	88万円	
		自宅外通学	118万円	
私立 (4・5年次)	自宅通学	87万円		
	自宅外通学	116万円		
専修学校 (専門課程)に在学している者	国・公立	自宅通学	19万円	に授業料年額を加えた額
		自宅外通学	64万円	
	私立	自宅通学	41万円	に授業料年額を加えた額
		自宅外通学	86万円	

表2の2〔留意点〕

① 「授業料年額」とは在学している大学又は専修学校の申込時における授業料年額（万円未満切捨）です。

入学金、施設料その他臨時または個別に徴収される費用は除きます。

② 出願時に子供が2人を超える世帯については、その超える人数につき、表2の2に該当する控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できます。

☆2 「特別控除」①を証明する書類

証明する書類がない場合は特別控除を受けることができませんので御注意ください

障害者のいる世帯	・障害者手帳の写し・指定難病に係る医療受給者証の写し等
長期療養者のいる世帯	・過去1年間の医療費、治療器具等の購入費、通院のための交通費等の領収書の写し 所得税の高額医療の控除を受けている場合は、源泉徴収票又は市町村長の発行する市町村民税の特別徴収税額の通知の写し、及び願書提出前2カ月間の領収書の写しでも可
主たる家計支持者が別居している世帯	・給与明細書の写し、住居の賃貸契約書の写し等 ・住民票
震災・火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	・被害への対応のための借入又は返済に係る書類の写し ・被災証明書等
出願者が大学院、大学、短大、専修学校に在学している場合	本年度の授業料年額（施設費は除く）を証明する書類 ・募集要項等、授業料年額が記載されたページの写し
高校生以上の就学者のいる世帯	在学を証明する書類 ・在学証明書、通学証明書、学生証の写し